



2026年8月27日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 リ グ ア
代 表 者 名 代表取締役社長 川瀬 紀彦
(コード番号：7090 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役 半田 晴彦
(TEL：06-7777-0159)

**株式会社ストリートスマートとの資本業務提携契約の締結、
第三者割当による新株式の発行及び第6回新株予約権の発行に関するお知らせ**

当社は、2026年8月27日開催の臨時取締役会において、株式会社ストリートスマート（以下、「ストリートスマート社」といいます。）と、資本業務提携（以下、「本資本業務提携」といいます。）の締結、第三者割当による新株式の発行及びマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」といいます。）を割当予定先として、第三者割当により発行される第6回新株予約権（以下、「本新株予約権」といい、本新株予約権の新株予約権者を「本新株予約権者」といいます。）の発行を行うこと並びに第三者割当契約（以下、「本契約」といいます。）の締結を決議いたしましたので、お知らせいたします。

I. ストリートスマート社との資本業務提携の概要

1. 本資本業務提携の目的及び理由

当社とストリートスマート社は、昨年秋より AI コンサルティング事業の共同展開に向けた業務提携を進めて、一定の成果を得るに至っております。今般、この協業体制をさらに強固なものとし、サービスの拡充並びに本格的な事業拡大を推進するため、資本提携を進めることにより、より一層の協業の深化を図ることを目的としております。

2. 本資本業務提携の内容等

(1) 資本提携の内容

当社は、ストリートスマート社との業務提携を円滑に推進し、AI コンサルティングの前段となる AI・DX リスキリング研修及び研修参加者の目標・進捗を管理する SaaS の提供等の追加施策を拡充するため、ストリートスマート社を割当先とする新株式 50,000 株（発行決議日（2026年8月27日）時点における当社発行済株式総数（1,611,800株）の3.1%）の発行を実施することといたしました。資本提携の詳細は、後記「II. 第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の募集」をご参照ください。

(2) 業務提携の内容

■背景とこれまでの歩み

ストリートスマートは、日本初の Google Workspace トレーニングパートナーとして 10 年以上の定着化実績を持つ Premier Partner として、Google Workspace の導入支援や、Gemini をはじめとする生成 AI ツールや Canva の活用促進を支援する事業者です。当社とストリートスマートは、昨年秋、企業の AI 活用と DX 化を強力に支援する「AI コンサルティング事業」の共同展開を目指し、業務提携を開始し、本年2月に、当社との間で接骨院、当社子会社である FP デザイン株式会社との間で一般企業を対象とした業務提携契約を締結し、約半年間にわたり、コンサルティングの提供を行ってまいりました。

現在、多くの企業で AI 研修や助成金を活用したリスクリングが導入されていますが、その多くは管理の複雑さや、情報漏洩リスクに対する備えに多大なコストがかかる等の導入へのハードルが高いことや、一般的な座学に留まり実務に応用できないなど、形骸化が大きな課題となっています。また、汎用 AI チャットにおけるハルシネーションは、企業のビジネス活用における重大な足かせとなっています。この「AI を真に使いこなす少数精鋭の勝者」と「情報弱者」の二極化という重大な市場課題を解決するため、両社は関係をさらに深化させることといたしました。

■フィジビリティテストの成果と実績

この半年超の期間において、当社が先行してアプローチと対応を進めてまいりました柔整（接骨院・整骨院）業界の企業様や、一般企業様を中心に、すでに 10 社以上の受注を達成し、極めて高い評価をいただいております。具体的な提供ソリューションと成果は以下の通りです。

ナレッジマネジメントの変革（暗黙知の開放）：

高性能 AI 「Gemini」 および「Gemini Notebook」を活用し、社内に点在・属人化していた経営データや顧客対応ノウハウを統合。シーン別・主訴別の「トークスクリプト検索」や、独自の知見を反映した「AI 院長」等の仕組みを構築し、業務のブラックボックス化を解消しました。

教育プログラムの AI 化（AI ロープレ評価）：

商談や顧客対応の音声・動画データを AI が自動で文字起こしし、客観的な指標でスコアリングおよび具体的な改善提案を行う「AI ロープレ評価システム」を導入。教育担当者の工数を劇的に削減しながら、現場に直結した“再現性のある”教育・評価体制を確立させました。

デザイン基盤の構築と内製化：

Canva を活用したブランドキット設定やチラシ・POP 等の内製化フォーマットを提供し、外注コストの削減と一貫性のあるブランディングの確立に寄与しました。

■今後の具体的な取り組み

上記の AI コンサルティングにおける実証成果を踏まえ、本資本業務提携では、AI コンサルティングの前段となる AI・DX リスクリング研修を追加し、研修参加者の目標・進捗を管理する SaaS と組み合わせ提供する体制を構築します。研修は、複数企業を対象とする集団研修及び単一企業を対象とする個別研修により構成し、当初は当社が取引関係を有する接骨院を中心に展開した後、Web 広告等を通じて一般企業へ対象を拡大する予定です。当社は、顧客開拓、研修の準備・実施、受講者支援並びに SaaS の提供及び運用を担い、ストリートスマート社からは、生成 AI 関連ツール及び Google Workspace 等の利活用に関する知見並びに研修ノウハウの提供を受けることを想定しております。

3. 資本業務提携の相手先の概要

後記「Ⅱ. 第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の募集、6. 割当予定先の選定理由等（1）割当予定先の概要」をご参照ください。

4. 日程

- | | |
|-----------------|-----------------|
| （1）業務提携開始日 | 2026 年 2 月 1 日 |
| （2）取締役会決議日 | 2026 年 8 月 27 日 |
| （3）本資本業務提携契約締結日 | 2026 年 8 月 27 日 |
| （4）本資金調達の払込期日 | 2026 年 9 月 14 日 |

5. 今後の見通し

後記「Ⅱ. 第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の募集、8. 今後の見通し」をご参

照くください。

Ⅱ. 第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の募集

1. 募集の概要

① 新株式

(1) 払 込 期 日	2026 年 9 月 14 日
(2) 発 行 新 株 数	普通株式 50,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 866 円
(4) 資 金 調 達 額	43,300,000 円
(5) 資 本 組 入 額	1 株あたり 433 円
(6) 資 本 組 入 額 の 総 額	21,650,000 円
(7) 募集又は割当て方法 (割 当 予 定 先)	ストリートスマート社に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	本新株式の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(注) 本新株式の発行要項を末尾に添付しております。

② 新株予約権

(1) 割 当 日	2026 年 9 月 14 日
(2) 新株予約権の総数	3,300 個
(3) 発 行 価 額	総額 891,000 円 (新株予約権 1 個につき 270 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	330,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は 547 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 330,000 株です。
(5) 資 金 調 達 の 額	286,671,000 円 (差引手取概算額: 278,051,000 円) (内訳) 新株予約権発行による調達額: 891,000 円 新株予約権行使による調達額: 285,780,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。また、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。
(6) 行 使 価 額	当初行使価額 866 円 当初行使価額は、2026 年 8 月 27 日開催の臨時取締役会直前取引日の株式会社東京証券取引所 (以下、「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値) の 95%に相当する金額であります。 また、行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して 6 ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の 95%に相当する金額に修正することができます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌々取引日以降に修正後の行使価額が適用されます。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正日の翌日から 6 ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修

	正を行うことはできません。そのため、本新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 410 条第 1 項に規定される MSCB 等には該当しません。
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	マイルストーン社に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	① 行使条件 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（2026 年 8 月 27 日）時点における当社発行済株式総数（1,611,800 株）の 10%（161,180 株）を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。 ② 新株予約権の取得 当社は、本新株予約権の割当日から 6 ヶ月を経過した日以降いつでも、取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。 ③ 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。なお、当社は、割当予定先に、本新株予約権の割当日から 2027 年 3 月 13 日までの間、本新株予約権のうち 1,000 個を上限として、他の第三者へ本新株予約権の譲渡指示を行うことができます。なお、譲渡を受けた第三者は 10 営業日以内に新株予約権を行使するものと定めております。 ④ 本契約における定め 上記のほか、割当予定先と当社との間で締結予定の本契約において、次の規定がなされます。 <新株予約権の行使許可> 割当予定先は、本新株予約権の割当日から 2027 年 3 月 13 日までの間、本新株予約権のうち 1,000 個について、当社による行使許可を受けない限り、行使を行うことができません。 <新株予約権の取得請求> 割当予定先は、行使期間満了の 1 ヶ月前（2028 年 8 月 13 日）の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、いつでも、当社に対し取得希望日の事前通知を行うことにより、本新

	株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額（270 円）で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。 ⑤ その他 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。
--	---

（注）本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

【本資金調達の目的及び理由】

当社グループは、「DESIGNING WELLNESS LIFE」というブランドパーパスのもと、「人生から不安をなくし、生きるをサポートする。」企業グループとして、予防医療を提案するウェルネス事業および金融サービスを提案するファイナンシャル事業を展開しております。直近の業績におきましては、既存事業の収益性低下等に伴い 2026 年 3 月期において 123 百万円の営業損失を計上し、同 2026 年 3 月期末において自己資本比率が 7.1%に低下するなど厳しい経営環境が続いておりますが、当社は現在、赤字からの脱却と収益基盤の再構築に向けた事業の構造改革を最優先課題として推進しております。このような背景のもと、当社は 2027 年 3 月期から 2029 年 3 月期までの中期経営計画を策定し、2027 年 3 月期を「再建」の期と位置づけ、接骨院ビジネスの原点に回帰して収益構造の改善を図るとともに、高付加価値領域であるグループ院を重点ターゲットとした既存顧客の深掘りと新規顧客の開拓を戦略的に進めております。

具体的には、IFMC（イフミック）関連事業において、第三者が販売する商品について当社が原材料及び資材を調達し、製造・加工を外部委託した上で、完成品として納入する OEM 製品の提供を新たに開始する予定です。本 OEM 製品の提供では、原材料・資材の仕入代金及び製造・加工委託費の支払が完成品の納入及び販売代金の回収に先行し、納入まで当社が在庫を保有することから、当該先行支払に充当する運転資金が必要となります。

また、AI 関連事業では、従来の AI コンサルティングの前段に、AI・DX の基礎及び業務活用を学ぶリスクリング研修を追加し、研修参加者の目標及び進捗を管理する SaaS を併せて提供することで、顧客の基礎能力向上及び AI コンサルティング案件の創出基盤の構築を図ります。当初は、当社が取引関係を有する接骨院を中心に研修を展開し、その後、Web 広告等を通じて一般企業へ対象を拡大する予定です。

本資金調達により、IFMC 関連事業における OEM 製品の供給体制及び AI 研修・SaaS の提供体制を整備し、中長期的な収益基盤の拡充及び企業価値の向上を図ってまいります。

【本資金調達方法を選択した理由】

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

（1）その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。間接金融（銀行借入）による資金調達は、与信枠や借入コストの問題もあり、また自己資本比率の低下を招くとの理由から、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融による資金調達方法を選択し、その検討を行いました。その検討において、公募増資及び株主割当増資については、調達に要する時間及びコストも第三者割当による株式及び新株予約権の発行より割高であること、また、同時に将来の 1 株当たりの期待利益の希薄化も一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいとも考えられ、昨今の金融情勢・資本市場の状況を勘案した結果、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、ライツ・オファリングについて

は、コミットメント型ライツ・オファリングの場合は引受手数料等のコストが増大すること、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては割当先である既存投資家の参加率が不透明なことから資金調達方法の候補から除外いたしました。

転換社債型新株予約権付社債については、発行と同時に資金を調達できるメリットはありますが、転換が進まない場合、満期時に社債を償還する必要があること、負債と認識されるため、財務の健全性が損なわれる可能性があります。

東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 410 条第 1 項に規定される MSCB 等（行使価額修正条項付き新株予約権(MS ワラント)）の場合は、行使の都度又は短期間に反復して市場株価を基準に行使価額が修正されます。そのため、行使及び取得株式の市場売却が継続することにより、当社株価に継続的な下落圧力が生じる可能性があるため、採用しないことといたしました。なお、本新株予約権も開示府令上の行使価額修正条項付き新株予約権に該当しますが、その修正は当社取締役会の決議により 6 か月に 1 回を超えない頻度でのみ行うことができるため、東証有価証券上場規程第 410 条に規定する MSCB 等には該当しません。

（2）本資金調達方法（第三者割当による本新株式及び本新株予約権発行）について

本資金調達方法は、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が本新株式の割当予定先に求めた点として、十分な事業上のシナジーが見込まれること、本新株予約権の割当予定先に求めた点として、①純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、②株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、③大株主として長期保有しないこと、④株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、⑤環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

① 株式価値希薄化への配慮

本新株式の発行については、50,000 株であり、本新株予約権の発行決議日（2026 年 8 月 27 日）時点における当社発行済株式総数（1,611,800 株）の 3.1%の希薄化となり限定的であると考えております。

また、本新株予約権は、潜在株式数が 330,000 株と一定であり、当社の判断において行使価額の下方修正を行った場合でも株式価値の希薄化が限定されております。なお、割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。株価が権利行使価額を上回った場合、割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、本新株予約権の発行決議日（2026 年 8 月 27 日）時点における当社発行済株式総数（1,611,800 株）の 10%（161,180 株）を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。また、本契約において、割当予定先は、割当日から 2027 年 3 月 13 日までの間、本新株予約権のうち 1,000 個について、当社による行使許可を受けない限り、行使を行うことができない旨が規定されております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

本新株式と本新株予約権による潜在株式数をあわせた数は、当社発行済株式総数の 23.58%（380,000 株）となりますが、一時において希薄化が進むのではなく、相応の時間の経過の中で希薄化が行われる事により、急速な既存株主の皆様の株式価値希薄化とならないよう配慮をいたしております。

② 流動性の向上

本新株予約権の行使による発行済株式総数は、当社発行済株式総数の 20.47%（330,000 株）であり、割当予定先による本新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、

流動性の向上が見込まれます。

③ 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により、マイルストーン社に対して取得日の通知又は公告を行ったうえで、発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。また、本契約において、当社は、割当日から2027年3月13日までの間、本新株予約権のうち1,000個を上限として、割当予定先に対し、他の第三者へ本新株予約権の譲渡指示を行うことが可能となる条項が規定されます。これらにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより事業戦略上において優先的と考えられる割当先が現れた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

④ 行使の促進性

本新株予約権には行使価額修正条項が設定されており、最短で6ヶ月の頻度において、本新株予約権の行使価額を当該行使価額修正に係る取締役会決議の前取引日における株価の95%に相当する金額に修正することが可能となっております。行使価額修正条項が設定されていることで、仮に当社株価が行使価額を下回る水準で推移した場合においても、行使価額の修正を行うことで割当予定先に本新株予約権の行使を促すことが可能となります。

本新株予約権が行使され、自己資本が増加することにより財務基盤が安定し、借入等による資金調達手段の可能性も広がってまいります。従いまして、当社といたしましては、本資金調達スキームを実施し、時機を捉えた事業資金の投入により、早期に業績向上させることで、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

【本新株予約権の特徴について】

本新株予約権は、行使価額の修正を行うことで、当社の資金需要や株価動向を総合的に判断できる以下の特徴があります。

(1) 行使価額の修正

行使価額は当初行使価額にて原則固定されておりますが、当社は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。行使価額の修正が決議された場合、行使価額は、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の95%に相当する金額（1円未満の端数を切り上げ）に修正されます。ただし、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。また、当社取締役会の決議により行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知の上、適時開示を行うものとします。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過しなければ、当社は新たな行使価額修正をすることができません。

行使価額の修正を行うことで、株価上昇時には資金調達金額の増加、株価下落時には資金調達の蓋然性を高めることができ、柔軟な資金調達が可能となります。他方で、1回目の行使価額修正を行ってから行使価額の新たな修正を行うには6ヶ月以上経過しなければならないとすることで、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等に該当せず、そのため、発行手続きにかかる時間・費用面のコストを最小限に抑えることができます。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

(2) 行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（2026年8月27日）時点における当社発行済株式総数（1,611,800株）の10%（161,180株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。また、本契約において、割当予定先は、割当日から2027年3月13日までの間、本新株予約権のうち1,000個について、当社による

行使許可を受けない限り、行使を行うことができない旨が規定されております。

これらにより、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

(3) 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

(4) 取得請求

割当予定先は、行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、いつでも当社に対し取得希望日の事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。

(5) 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記記載の条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。なお、当社は、割当予定先に、本新株予約権の割当日から2027年3月13日までの間、本新株予約権のうち1,000個を上限として、マイルストーン社による行使を制限しており、他の第三者へ本新株予約権の譲渡指示を行うことができます。

また、本スキームには行使価額を下方修正した場合には、資金調達額が予定額を下回る可能性というデメリットがございますが、上記の通り、当社にとって当該デメリットを上回る優位性があると評価できるものと考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	329,971,000 円
内訳 (本新株式の発行による調達額)	43,300,000 円
(本新株予約権の発行による調達額)	891,000 円
(本新株予約権の行使による調達額)	285,780,000 円
発行諸費用の概算額	8,620,000 円
差引手取概算額	321,351,000 円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用 3,000,000 円、登記費用関連費用 2,150,000 円、その他諸費用 (株式事務手数料・外部調査費用) 3,470,000 円となります。

3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合

には、上記差引手取概算額は減少します。

4. 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株式及び本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する差引手取概算額 321,351 千円については、IFMC 関連 OEM 製品に係る仕入及び加工費用並びに AI 研修の追加施策に係る費用として、次のとおり充当する予定であります。

<本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
① 顧客向け AI 研修の追加施策に係る費用	43,300	2026 年 9 月～2028 年 6 月
合計	43,300	—

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
② IFMC 関連 OEM 製品に係る仕入・加工費用	278,051	2026 年 10 月～2028 年 12 月
合計	278,051	—

（注）1. 今回調達した資金について、実際に支出するまでは、当社銀行普通預金口座にて管理することとしています。

2. 上記各使途に係る支出は、いずれも当社が直接行う予定であり、当社子会社に対する投融資に充当することは予定しておりません。
3. 本新株予約権の行使により実際に調達する資金の額が上記差引手取概算額を下回る場合、当社は、入金済みの調達資金の範囲で、契約又は発注等により支払が確定したものに限り執行します。未発注の生産ロット、広告、採用及び追加開発については、規模を縮小し、又は手元資金により充当します。
4. 本新株予約権の行使により実際の調達額が上記差引手取概算額を上回ることとなった場合には、当該超過額の具体的な使途、金額及び支出予定時期を取締役会において決定し、関係法令及び東京証券取引所の規則に従い、必要な開示を行った上で充当します。
5. 資金使途、金額又は支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、関係法令及び東京証券取引所の規則に従い、速やかに開示いたします。

① 顧客向け AI 研修の追加施策に係る費用

当社グループは、取引関係を有する接骨院等に対し、生成 AI 関連ツールを活用した業務改善、業務効率化及び生産性向上を支援する AI コンサルティングサービスを 2026 年 2 月より開始しております。一方、顧客が AI 及び DX に関する基礎的な理解を十分に有していない場合には、業務上の課題を特定し、導入前に費用対効果を具体化するまでに時間を要することが、契約獲得上の課題となっております。

このため当社は、AI コンサルティングの前段に、AI 及び DX の基礎並びに業務への活用方法を学ぶリスクリテラシー研修を追加するとともに、研修参加者の目標及び進捗を管理するサービス(SaaS)を提供することといたしました。研修は、複数の顧客企業が参加する集団研修及び単一の顧客企業向けに内容を一定程度カスタマイズする個別研修により構成し、当初は当社が取引関係を有する接骨院を中心に提供した

後、Web 広告等を活用して一般企業へ対象を拡大する計画であります。

当社は、上記追加施策の開始及び拡大に必要となる費用として、2026 年 9 月から 2028 年 6 月までに、研修担当人員 2 名の採用・教育及び人件費 24,662 千円、顧客獲得のための広告宣伝費 8,400 千円、SaaS の追加開発、サーバーその他の提供基盤及び AI 関連ツールの利用料 8,238 千円並びに研修コンテンツの制作・更新費用 2,000 千円の合計 43,300 千円を、上記調達資金から充当する予定であります。

研修担当人員は、研修の準備及び実施、受講者への支援、受講状況の確認並びに SaaS の運用支援を担当する予定であります。広告宣伝費は、主として Google 検索広告及び Meta 広告等の Web 広告並びにこれらに付随する広告素材の制作等に充当する予定であります。SaaS 関連費用は、既に内製した β 版について、顧客企業への提供開始に先立ち必要となる機能の追加、クラウドサーバー、データベース、監視及びバックアップ等の提供基盤並びに研修教材の作成等に使用する AI 関連ツールの利用料に充当する予定であります。研修コンテンツの制作・更新費用は、AI 及び DX の基礎、生成 AI 関連ツールの利用方法、業務への適用方法並びに情報管理上の留意事項等に関する教材、演習及び動画等の制作・更新に充当する予定であります。

上記費用は、AI 研修・SaaS の追加施策に直接必要となる費用に限定して充当し、会計上分別して管理し、従前から実施している AI コンサルティングサービスその他の既存事業に係る経常的な運営費用には充当しません。また、広告、採用及び追加開発については、研修契約数、SaaS の利用状況、広告効果及び資金残高を月次で確認し、事業の進捗に応じて段階的に実施する予定であります。

② IFMC 関連 OEM 製品に係る仕入・加工費用

当社は、IFMC 関連事業において、第三者が販売する商品について、当社が原材料及び資材を調達し、製造及び加工を外部に委託した上で、完成品として納入する OEM 製品の提供を新たに開始する予定であります。当社は、これまでの自社製品の開発、製造及び加工を通じて蓄積したノウハウを活用し、第一弾として特定取引先向け製品の供給に取り組む計画であります。

本 OEM 製品の提供では、当社が原材料及び資材の調達並びに製造及び加工の委託に係る支払を行い、完成品を取引先へ納入するまでの間、当該製品を在庫として保有します。このため、原材料及び資材の仕入代金並びに製造及び加工委託費の支払が、完成品の納入及び販売代金の回収に先行することから、当該先行支払に充当する運転資金が必要となります。

当社は、本 OEM 製品の提供に係る月次の製造・供給計画における対象製品の数量、原材料及び資材の調達単価、製造及び加工単価、発注ロット並びに支払条件を基礎として、2026 年 10 月から 2028 年 12 月までに支出する原材料・資材等の仕入代金 216,518 千円及び製造・加工委託費 61,533 千円の合計 278,051 千円を算定しており、上記調達資金から充当する予定であります。

実際の支出に当たっては、対象製品の需要、契約又は発注の状況及び実際に調達した資金の額を確認した上で、契約又は発注等により支払が確定したものに順次充当します。本新株予約権の行使が想定どおりに進まない場合には、未発注の製品について生産ロットの縮小又は手元資金により充当します。他の資金調達を行う必要がある場合には、資金調達の必要性、条件及び既存株主への影響を踏まえ、別途取締役会において決定し、関係法令及び東京証券取引所の規則に従い、必要な開示を行います。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

前述の通り、本資金調達により調達する資金を既存事業への投資資金及び新規事業への投資資金に充当し、事業の拡大を行うことは、成長基盤の確立と企業価値の向上につながり、更には株主価値の持続的向上につながると考えております。以上を踏まえ、当社は、かかる資金使途は合理的と判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

本新株式の発行価額につきましては、当社普通株式の取引量と株価の推移、一時的な相場変動等を考慮し、本新株式発行に係る臨時取締役会決議日の前取引日（2026年8月26日）の終値である911円を参考に終値に95%を乗じた価格（1円未満の端数切り上げ）である1株866円といたしました。

本新株式の発行価額を866円に設定したのは、本新株式により生じる当社株式の希薄化による株価下落リスク等を勘案しつつも、当社の業績動向等を考慮し、一方で、本新株式の発行による今後のさらなる成長を見据え、健全な財務基盤を維持しながらも、既存株主の利益にも配慮した形で企業価値ひいては株主価値の向上を図るため、一定程度のディスカウントの要望を受け入れつつ、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、ディスカウント率を5%以内として本新株式の割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。また、直前1か月間（2026年7月27日から2026年8月26日まで）の終値単純平均値831円に対して4.21%のプレミアム、直前3か月間（2026年5月27日から2026年8月26日まで）の終値単純平均値839円に対して3.22%のプレミアム、直前6か月間（2026年2月27日から2026年8月26日まで）の終値単純平均値896円に対して3.35%のディスカウントとなります。

なお、本新株式の発行価額については、①当社普通株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としていること、②当社の株価について、通常の市場取引以外の要因により市場価格が影響を受け、当社の客観的な株式価値を反映していないと認められる特段の事情がないこと、③本取締役会決議日の前営業日の終値が、現時点における当社の株式価値を最も適切に反映していると考えられること、④当該終値からのディスカウント率が5%であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に定める範囲内であることを総合的に勘案し、有利発行に該当しないものと判断しております。当該判断に当たっては、当社監査役会（監査役3名、うち社外監査役・独立役員2名）から、①本新株式の発行価額が客観的な市場価格を基準としていること、②取締役会決議日の前営業日の終値を基準とすることに合理性が認められること、③ディスカウント率が日本証券業協会の上記指針に準拠していること、及び④発行価額の決定過程に不合理な点が認められないことから、本新株式の発行条件が特に有利な条件に該当するものではなく、適法である旨の意見を受けております。

② 本新株予約権

本新株予約権の発行価額の決定については、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号霞が関ビルディング35階、代表取締役社長 野口 真人）（以下、「ブルータス社」といいます。）に対して本新株予約権の公正価値算定を依頼し、価値算定書（以下「本価値算定書」といいます。）を取得しております。ブルータス社は、発行要項及び本新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮し、一定の前提（当社株式の株価（911円）、ボラティリティ（52.83%）、行使期間（2年）、配当利回り（0%）、無リスク利子率（1.674%）、行使条件等）の下、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。当該評価にあたっては、行使価額の修正に上限がないため、発行会社は取得条項を発動しないことを前提に評価を行っております。また、割当予定先の行動としては、割当予定先からのヒアリングに基づき、株価が行使価額を上回っているときは随時、1日に10個（1,000株）の本新株予約権を行使し、行使により取得した全ての株式を売却後に次の行使を行うことを前提にして評価を行っております。

そこで、当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該算出結果と同額の270円（1株当たり2.7円）といたしました。

本新株予約権の当初行使価額については、本新株予約権発行に係る臨時取締役会決議日の前取引日

(2026年8月26日)の東京証券取引所における普通取引の終値911円を参考として、終値に95%を乗じた価格(1円未満の端数切り上げ)と同額の1株866円(ディスカウント率5%)に決定いたしました。また、本新株予約権には行使価額の修正条項が設けられております。当社は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により、行使価額の修正を行うことができるものとします。行使価額の修正が決議された場合、行使価額は、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の95%に相当する金額(1円未満の端数を切り上げた金額)に修正されます。ただし、修正後の行使価額が行使価額(当初547円、2026年8月27日開催の臨時取締役会の直前取引日における当社普通株式の東京証券取引所の終値に対して60%を乗じた金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。)を下回ることとなる場合には、行使価額は当該下限行使価額といたします。なお、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たな行使価額の修正を行うことはできません。本新株予約権の行使価額について前日終値からディスカウントを行ったのは、当社の財政状態及び経営状況に鑑み、割当先のディスカウントの要望を一定程度受け入れ、割当予定先と協議したうえで、総合的に判断いたしました。なお、本新株予約権の行使価額は、直前1か月間(2026年7月27日から2026年8月26日まで)の終値単純平均値831円に対して4.21%のプレミアム、直前3か月間(2026年5月27日から2026年8月26日まで)の終値単純平均値839円に対して3.22%のプレミアム、直前6か月間(2026年2月27日から2026年8月26日まで)の終値単純平均値896円に対して3.35%のディスカウントとなります。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近数ヶ月間の当社株価の動向を考慮した結果、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

また、当該行使価額を前提に算定した発行価額については、本新株予約権の発行価格(270円)をプルータス社による価値算定価額と同額で決定しており、また、その算定手続きについて著しく不合理な点が認められないこと等から本新株予約権の発行価格は、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当該判断に当たっては、当社監査役会がプルータス社による本新株予約権に係る本評価報告書の結果を踏まえて検討し、同社が当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関であり、新株予約権の価値算定に必要な専門知識及び経験を有していること、プルータス社が採用したモンテカルロ・シミュレーションが本新株予約権の諸条件を評価に反映するための合理的な算定方法であること、株価、株価変動性、権利行使期間、行使価額の修正条件、下限行使価額、当社及び割当予定先の行動その他の主要な条件が評価上考慮されていること、その算定過程及び前提条件に不合理な点が認められないこと、並びに本新株予約権の発行価額が価値算定書に記載された公正価値と同額であることから、本新株予約権の発行はプルータス社の算定結果に照らして割当予定先に特に有利ではなく、取締役会の判断について法令に違反する重大な事実とは認められないとの意見を受けております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行株式数は50,000株、また、本新株予約権の行使による発行株式数は330,000株であり、2026年8月27日現在の当社発行済株式総数1,611,800株に対し23.58%(2026年8月27日現在の当社議決権個数15,907個に対しては23.89%)の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、本第三者割当においては、株式の希薄化による株価への影響を可能な限り抑制するため、以下の措置を講じております。第一に、本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせることで、一度に全額を新株式として発行する場合と比較して、段階的な希薄化となるよう配慮しております。第二に、本新株予約権には一度に大量の行使が行われることを制限する行使制限条項が設けら

れております。加えて、割当予定先であるマイルストーン社は、同様の新株予約権を数多く割当てられている投資家であり、株式の売買に関しては十分な経験を有しております。マイルストーン社は、市場の流動性や、新株予約権を行使して取得した株式のコストを意識したうえで、市場に与える影響を考慮し、保有する株式を市場の出来高に応じて順次市場で売却する方針であり、行使によって取得した株式を売却後に次の行使を行う方針であると聴取しております。そのため、市場に対して短期的な株式の大量供給が生じる可能性は低く、市場への悪影響は限定的であると考えております。第三に、本新株予約権には取得条項が付されており、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなど資金ニーズが変化した場合は、当社が未行使の新株予約権を取得することが可能であり、不要な希薄化を抑制する柔軟性を確保しております。

また、当社グループの過去3期の1株当たり当期純利益は、2024年3月期71.87円、2025年3月期△202.46円、2026年3月期△159.28円となっております。直近で厳しい業績が続いておりますが、本第三者割当によって調達した資金を、IFMC 関連 OEM 製品に係る原材料・資材等の仕入代金及び製造・加工委託費並びに AI 研修・SaaS の追加施策に直接必要な費用に充当することで、IFMC 関連 OEM 製品の供給体制及び AI 研修・SaaS の提供体制を整備し、収益基盤の拡充を図ってまいります。

以上の理由により、当社といたしましては、本第三者割当による発行数量は、具体的な資金需要を基礎として算定したものであること、発行される株式数の上限が380,000株に固定されていること、本新株予約権についてはその行使に応じて段階的に株式が発行されること、及び既存株主の皆様への影響に配慮した条項が設けられていることを総合的に勘案し、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は、必要な資金を調達するための規模として合理的であると判断しております。また、その結果として、資金調達を通じた中長期的な業績向上および企業価値の増大により、既存株主の皆様の利益に資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 本新株式の割当予定先の概要

(1)	名 称	株式会社ストリートスマート
(2)	所 在 地	大阪府四條畷市西中野三丁目10番30号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 松林 大輔
(4)	事 業 内 容	IT・DXコンサルティング業
(5)	資 本 金	35百万円
(6)	設 立 年 月 日	2009年9月7日
(7)	発 行 済 株 式 数	21万5千株
(8)	決 算 期	8月31日
(9)	従 業 員 数	54人
(10)	主 要 取 引 先	グーグル合同会社
(11)	主 要 取 引 銀 行	株式会社りそな銀行
(12)	大株主及び持株比率	サンクチュアリ株式会社 86.1%
(13)	当 事 会 社 間 の 関 係	
	資 本 関 係	当社は割当予定先の株式を0.5%保有しております。
	人 的 関 係	割当予定先の代表取締役である松林 大輔氏は、当社の連結子会社であるFPデザイン株式会社の取締役を兼任しております。
	取 引 関 係	当社グループにおいて、昨年秋より協業を進め、本年2月から業務提携契約を締結して、AI コンサルティング業務を外部委託しており、これに伴う取引関係があります。なお、今回の第三者割当増資を契機と

		して、同社とのパートナーシップをより一層強化し、当該コンサルティング領域における協業体制の深化を図る予定です。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先の代表取締役である松林 大輔氏は、当社の連結子会社であるFP デザイン株式会社の取締役を兼任しております。

※ ストリートスマート社は非上場会社であり、同社の意向により、最近 3 年間の経営成績及び財政状態については非開示としております。なお、当社は、同社から過去 3 期分の決算書を入手し、その内容を確認した結果、本新株式の割当予定先として支障のない財政状態であることを確認しております。

② 本新株予約権の割当予定先の概要

(1)	名 称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社		
(2)	所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦		
(4)	事 業 内 容	投資事業		
(5)	資 本 金	10百万円		
(6)	設 立 年 月 日	2012年 2 月 1 日（注）		
(7)	発 行 済 株 式 数	200株		
(8)	決 算 期	1 月31日		
(9)	従 業 員 数	4 人		
(10)	主 要 取 引 先	株式会社ＳＢＩ証券		
(11)	主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行		
(12)	大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%		
(13)	当 事 会 社 間 の 関 係			
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14)	最 近 3 年 間 の 経 営 成 績 及 び 財 政 状 態			
	決算期	2024 年 1 月期	2025 年 1 月期	2026 年 1 月期
	純 資 産	2,965	3,552	4,696
	総 資 産	4,243	4,610	5,097
	1 株 当 たり 純 資 産（円）	14,826,852	17,763,725	23,480,730
	売 上 高	2,271	4,046	6,500
	営 業 利 益	154	1,001	1,429
	経 常 利 益	163	1,011	1,447
	当 期 純 利 益	207	587	1,143

1株当たり当期純利益(円)	1,035,182	2,936,872	5,717,005
1株当たり配当金(円)	-	-	-

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、2012年2月1日にマイルストーン・アドバイザリー株式会社(2009年2月設立、旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)による新設分割により設立されております。

※ 当社は、割当予定先であるストリートスマート社及びマイルストーン社から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても割当予定先の法人、割当予定先の代表取締役、役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力とは関係がないことを確認するため、独自に専門の調査機関(株式会社トクチョー、東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号、代表取締役社長荒川一枝)に調査を依頼いたしました。株式会社トクチョーからは、反社会的勢力等の関与事実が無い旨の調査報告書を本年7月22日及び8月18日に受領し、また調査方法について確認したところ、登記簿謄本などの官公庁提出書類等の公開情報や、独自情報等から調査、分析をしたとの回答を得ております。当社は、当該報告・結果内容は妥当であり、割当予定先の法人、割当予定先の代表取締役、役員又は主要株主(主な出資者)は反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

① ストリートスマート社

ストリートスマート社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

ストリートスマート社は2009年9月に代表取締役の松林大輔氏により設立された企業であり、当社代表取締役の川瀬紀彦の知人を通じて起業間もないストリートスマート社の紹介を受けました。松林大輔氏はITに関する知識が深かったことから、当社の一般企業向けのコンサルティング事業内で2010年にスタートをしたGoogle社のGoogle Apps(現：Google Workspace)というITツールの導入支援事業を業務委託し、共にIT事業を開拓して参りました。また、当社は2012年2月にソフトバンク株式会社へのGoogle Apps導入支援業務を受託し、業務の一部を当社からストリートスマート社へ業務委託をしておりました。当社以外にもストリートスマート社はテクノロジーの導入・活用に関するサービスを自治体や教育機関、一般企業に提供されています。これらの実績が認められ、日本で初めてGoogle公式トレーニングパートナーにストリートスマート社が認定されました。なお、代表取締役の松林氏は、FPデザイン株式会社がストリートスマート社との提携によりAI関連コンサルティング事業を開始するに当たり、同氏が有するAI・IT分野の知見を同事業の推進に活用することを目的として、2025年9月1日付で同社取締役に選任されました。

当社グループでは、2026年2月より企業のAI活用とDX化を強力に支援するAIコンサルティングサービスを開始しました。当社グループの知見を生かし、ヘルスケア業界・金融業界を中心とした企業の競争力に寄与していただくため、ストリートスマート社から生成AI関連のツールを利活用したノウハウの提供を受けております。

業務提携が順調に推移していることをふまえ、資本提携を進めることにより、これまで以上に、両グループの経営資源を統合的に活用して企業価値の向上を図る事を目指して、同社を本新株式の割当予定先として選定いたしました。今後、資本業務提携による更なる関係強化と資金調達による事業リソース確保を通じて協業を加速していく方針であります。

② マイルストーン社

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当

社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、2025年6月にマイルストーン社から直接ミーティング依頼があり、以降情報交換を続けておりました。その後、2026年5月頃より新株予約権を活用した資金調達について協議及び交渉を開始し、2026年6月に本資金調達の概要について合意いたしました。当社は、2026年8月27日開催の臨時取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による本新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、2012年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。マイルストーン社から開示された資料を確認したところ、同社は設立以降本日現在までに、当社を除く上場企業約68社に対して、第三者割当による新株式、新株予約権及び新株予約権付社債の引受けを行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は主に行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、「1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由 (3) 本第三者割当を選択した理由」に記載したとおり、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも適した条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

上記に加え、本新株予約権が全部行使された際、同社が当社の主要株主となりますが、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針である旨を口頭で伺っており、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないことにより、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

① ストリートスマート社

ストリートスマート社とは保有方針に関して特段の取り決めは有りませんが、資本業務提携による更なる関係強化と、資金調達によるリソース確保を通じて協業を加速していく方針のため、長期的に保有する方針とストリートスマート社の代表取締役松林氏より当社の代表取締役川瀬が口頭で伺っております。なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

② マイルストーン社

マイルストーン社とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨の意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針とマイルストーン社の代表取締役浦谷氏より当社取締役半田が伺っております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① ストリートスマート社

当社は、ストリートスマート社の預金口座の残高照会の写しを受領し、2026 年 7 月 31 日現在の預金残高が 564 百万円であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。併せて、自己資金で払込予定であること及び本日まで大きな変動がないことを口頭で確認しております。当社が、ストリートスマート社が本新株式の引受けに係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、預金口座残高及び過去 3 期分の決算報告書により財務の健全性が確認されたことと、本新株式の引受けに必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。

② マイルストーン社

当社は、2025 年 2 月 1 日から 2026 年 1 月 31 日に係るマイルストーン社の第 14 期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高 6,500 百万円、営業利益が 1,429 百万円、経常利益が 1,447 百万円、当期純利益が 1,143 百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、2026 年 1 月 31 日現在の純資産が 4,696 百万円、総資産が 5,097 百万円であることを確認いたしました。また、当社はマイルストーン社の預金口座の残高照会の写しを受領し、2026 年 7 月 14 日現在の預金残高が 655 百万円であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。併せて、自己資金で払込予定であること及び本日まで大きな変動がないことを口頭で確認しております。当社が、マイルストーン社が本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値及び預金口座残高により財務の健全性が確認されたことと、本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。

マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社はマイルストーン社が本新株予約権の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

(5) その他重要な契約等

当社がストリートスマート社との間で本日締結した、本引受契約及び資本業務提携に関する覚書並びにマイルストーン社との間で本日締結した本引受契約を除き、今回当社が発行する本新株式及び本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2026 年 3 月 31 日現在）		募集後	
川瀬 紀彦	29.64%	川瀬 紀彦	23.90%
株式会社 BRIDGE	12.15%	株式会社 BRIDGE	9.79%
株式会社 TBM	6.29%	株式会社 TBM	5.07%
藤原 俊也	5.02%	藤原 俊也	4.05%
石本 導彦	3.92%	石本 導彦	3.16%
藤本 幸弘	2.73%	株式会社ストリートスマート	2.53%
株式会社ケイズグループ	2.66%	藤本 幸弘	2.21%
K&P パートナース 2 号投資事業有限責任組合	2.45%	株式会社ケイズグループ	2.14%
城守 和幸	2.00%	K&P パートナース 2 号投資事業有限責任組合	1.98%
衆野 聡史	1.53%	城守 和幸	1.61%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第 3 位を切り捨てて算出しております。

2. 募集前の大株主及び持株比率は、2026年3月31日時点の株主名簿を基準としております。
3. 募集後の大株主及び持株比率は、2026年3月31日時点の株主名簿を基準とし、本新株式及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式を加えて算出しております。なお、本日時点の自己株式数(19,239株)を考慮しております。
4. 今回発行される本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は2026年9月14日から2028年9月13日までの発行後2年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
5. 本新株予約権の行使により交付される普通株式の割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率は表示しておりません。

8. 今後の見通し

本資本業務提携及び本資金調達、2027年3月期の当社連結業績に与える影響については軽微でありませんが、当社の長期的な成長と企業価値の拡大につながっていくものと考えております。今後、本資本業務提携に伴い、開示すべき事項が発生した場合には、すみやかに公表いたします。また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：千円）

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
売上高	3,430,416	2,872,367	2,419,257
営業利益又は営業損失（△）	118,330	△154,729	△123,471
経常利益又は経常損失（△）	93,953	△186,409	△160,722
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	104,085	△301,000	△241,026
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円）	71.87	△202.46	△159.28
1株当たり配当金	0	0	0
1株当たり純資産額（円）	407.91	214.35	110.93

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026年8月27日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	1,611,800株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	207,000株	12.84%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	-株	-%
上限値の転換価額（行使価額）	-株	-%

における潜在株式数		
-----------	--	--

(注)．上記潜在株式数は全てストックオプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
始 値	1,500 円	2,122 円	825 円
高 値	2,170 円	2,890 円	1,705 円
安 値	1,261 円	781 円	650 円
終 値	2,022 円	815 円	980 円

② 最近6か月間の状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始 値	974 円	995 円	929 円	842 円	719 円	817 円
高 値	1,030 円	1,015 円	955 円	1,049 円	820 円	929 円
安 値	922 円	911 円	824 円	703 円	719 円	799 円
終 値	980 円	926 円	854 円	718 円	802 円	911 円

③ 発行決議日前営業日株価

	2026年8月26日
始 値	885 円
高 値	929 円
安 値	885 円
終 値	911 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株式の発行

割当先	株式会社 TBM
払込期日	2026年1月5日
調達資金の額	91,400,000 円
発行価額	1 株につき 914 円
募集時における発行済株式数	1,511,800 株
当該募集による発行株式数	普通株式 100,000 株
募集後における発行済株式総数	1,611,800 株
発行時における当初の資金使途	IFMC. 関連の協業拡大のための成長投資（製造・品質保証に必要な設備投資、外部人材の採用費及び人件費等）
発行時における支出予定時期	2026年1月から2027年12月
発行時における当初の具体的な資金使途の充当予定額	90 百万円
現時点における 充当状況	IFMC. 関連の協業拡大のための成長投資として 51 百万円を充当しております。未充当額は 39 百万円であり、支出まで銀行口座において管理しております。

11. 発行要項

株式会社リグア新株式（第三者割当） 発 行 要 項

1. 募集株式の種類及び数

普通株式 50,000 株

2. 募集株式1株あたりの払込金額 金 866 円

3. 払込金額の総額

43,300,000 円

4. 申込期日 2026 年 9 月 14 日

5. 払込期日 2026 年 9 月 14 日

6. 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額：21,650,000 円

増加する資本準備金の額：21,650,000 円

7. 募集の方法

第三者割当ての方法により、株式会社ストリートスマートに割当てる。

8. 払込取扱場所

株式会社三菱 UFJ 銀行 天神橋支店

9. その他

(1) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) 上記のほか、新株式の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

以上

株式会社リグア第6回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社リグア第6回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金 891,000 円

3. 申込期日

2026 年 9 月 14 日

4. 割当日及び払込期日

2026 年 9 月 14 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割当てる。

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 330,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

3,300 個

8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額

金 270 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、866 円とする。但し、行使価額は第 10 項及び第 11 項に定めるところに従い修正又は調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

当社は、本新株予約権の割当日の翌日（すでに本項に基づく行使価額の修正が行われたことがあるときは、直前の修正が行われた日の翌日）から起算して 6 ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議によって、行使価額を、当該取締役会の決議が行われる日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 95%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日時価」という。）に修正することができる。ただし、修正基準日時価が 547 円（以下「下限行使価額」という。ただし、第 11 項の規定による調整を受ける。）を下回る場合には、下限行使価額をもって修正後の行使価額とする。

当社は、かかる修正を決定したときは速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額の修正の効力は当該通知が到達した日の翌々取引日に生じるものとする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する交付株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2026年9月14日から2028年9月13日（但し、2028年9月13日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第15項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（2026年8月27日）時点における当社発行済株式総数（1,611,800株）の10%（161,180株）（但し、第11項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該10%（但し、第11項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取

得する旨および本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。

15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第 12 項ないし第 15 項、第 17 項及び第 18 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

16. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 12 項に定める行使期間中に第 21 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金

額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 22 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

20. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

21. 行使請求受付場所

株式会社リグア 管理部
大阪市中央区淡路町二丁目 6 番 6 号

22. 払込取扱場所

株式会社三菱 UFJ 銀行 天神橋支店

23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 270 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、当初の行使価額は、当該発行にかかる臨時取締役会決議日の前日（2026 年 8 月 26 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値 911 円に 0.95 を乗じて得た金額を基に決定した。

24. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上

以 上